

【お知らせ】新型コロナウイルス感染症の影響等による授業料等の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、生徒の学費を負担している保護者等の家計状況が変化し、授業料及び受講料、入学金、中等教育学校後期課程進級料、寄宿舎使用料の納付が困難となった方は、納付を免除できる場合がありますので、授業料・入学金については内子高校へご相談ください。

